

# ○大府市デジタルクーポン発行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原材料・エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者を支援し、市内の消費を喚起するため、予算の範囲内において交付する大府市デジタルクーポン発行事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子クーポン 大府市のLINE公式アカウントを友だち追加した者（以下「友だち登録者」という。）に対して市が当該アカウントによりLINEの機能を用いて配布する市内の事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）で使用できるクーポンをいう。
- (2) 事業者 営利又は非営利の別を問わず、継続的に事業活動を行う個人事業主、法人又はその他の団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所等を有する事業者であること。
  - (2) 市税の滞納がないこと。
  - (3) 宗教活動又は政治活動を目的として事業を営む者でないこと。
  - (4) 大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- 2 前項の規定（第1号に掲げる要件に係る部分に限る。）にかかわらず、市長が認める事業者は補助対象者とする。

(補助の対象となる事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第7条第2項の規定によりその有する市内の事業所等を取扱店舗として登録された事業者が、当該事業所等において、友だち登録者から電子クーポンの提示を受けることにより会計金額から電子クーポン分の額を割り引くサービスを実施する事業とする。ただし、事業者間における取引等を除く。

(電子クーポン)

第5条 市長は、別に定める事業期間（以下「事業期間」という。）ごとに、友だち登録者に電子クーポンを配布する。

- 2 電子クーポン1枚当たりの額は、200円とする。
- 3 電子クーポンは、次に掲げる物品、役務の提供等に係る支払いに使用することはできない。

- (1) 土地・家屋購入代、家賃・地代・駐車料その他不動産に関わるもの
  - (2) 公共料金・各種手数料（振込手数料・電気・ガス・水道料金、保育料等）
  - (3) 国税、地方税等の公租公課
  - (4) 有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券等の換金性の高いもの
  - (5) プレミアム分が加算されている回数券
  - (6) 現金への換金、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等
  - (7) 事業に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品
  - (8) たばこ（電子たばこを含む。）
  - (9) 保険診療
  - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - (11) 特定の宗教・政治団体と関わるもの及び公序良俗に反するもの
  - (12) 前各号に掲げるもののほか本事業の趣旨にそぐわないもの
- 4 前2項に定めるもののほか、電子クーポンの配布内容、使用条件等については市長が別に定める。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次条第1項に規定する取扱店舗ごとの電子クーポンの利用枚数に200円を乗じて得た額とする。ただし、事業期間ごとに150万円を上限とする。

（取扱店舗の登録）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、大府市デジタルクーポン（おおぶLINEクーポン）取扱店申込書（第1号様式）を市長に提出し、事業所等ごとに電子クーポン取扱店舗（以下「取扱店舗」という。）の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、内容を審査し、相当と認めたときは取扱店舗として登録するとともに、当該申込みをした者に通知するものとする。

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行う事業所等は、取扱店舗の登録を受けることができない。

（交付申請）

第8条 前条第2項の規定により取扱店舗の登録を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を終えたときは、大府市デジタルクーポン発行事業補助金交付申請書兼請求書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間に提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、第1号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 電子クーポンの使用により割り引いた額を確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは大府市デジタルクーポン発行事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第10条の規定による実績報告は、第8条の規定による交付の申請をもって行われたものとみなす。

(登録の抹消)

第11条 市長は、補助事業者が第3条に規定する要件を欠いたとき、補助事業者による電子クーポンの不正な運用が発覚したとき、又は補助事業者の申請に不正が認められたときは、取扱店舗の登録を抹消することができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により、取扱店舗の登録を抹消した場合は、当該補助事業者に交付された補助金の全部又は一部を市へ返還させなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条の規定による申請をした者については、なお従前の例による。